

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標（骨子）

## ①前文

## 【記載内容の方向性】

- 地方独立行政法人化に至った経緯
- 市立病院を取り巻く経営環境に対する認識
- 市政における市立病院の位置付け
- 設立団体として地方独立行政法人に求めるもの 他

## 【新公立病院改革プランの関連ポイント】

- 平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、「新公立病院改革プラン」を策定するため、平成27年8月に外部の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ、今後の市立病院のあり方について白紙から議論を開始。
- 「市立病院のあり方検討会議」では、市立病院の経営形態、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割、経営の効率化など、改革プランの骨格となる内容について段階的に議論を深め、様々なご意見をいただいていた。
- 平成29年3月に福岡県が策定した地域医療構想では、北九州区域は、医療資源は豊富であり、医療提供体制は全般的に充実しているものの、今後、高齢化に伴う医療需要の変化に、適切に対応していく必要があるとされている。
- 市立病院においては、各病院の強みを活かしつつ、市立病院間の連携を深めるとともに、民間病院を含む地域の医療機関との役割分担と連携を推進していく。
- 現在、市立病院は、医療センターはがん診療において、また、八幡病院は小児救急医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているほか、周産期・感染症・結核医療・救急医療・災害拠点基幹病院等の政策医療を担うなど、北九州区域において重要な役割を果たしており、今後も、医療センターと八幡病院の2病院を中心に、北九州区域で必要とされる医療を引き続き担っていく。
- 今後、市立病院を取り巻く経営環境は厳しさを増すことが予想されているが、引き続き地域に必要な医療を安定的に提供していくため、市立病院の一層の経営改革に向けて、職員一丸となって、この「新北九州市病院事業経営改革プラン」の実現に向けて取り組んでいく。

## ②中期目標の期間

### 【記載内容の方向性】

○中期目標の期間

※地方独立行政法人法の規定は「3年以上5年以下の期間」となっている。

※政令市の状況

	独法化時期	第1期	第2期	第3期
神戸市	H21. 4. 1	5年 (H21～25)	5年 (H26～30)	—
福岡市	H22. 4. 1	3年 (H22～24)	4年 (H25～28)	4年 (H29～32)
京都市	H23. 4. 1	4年 (H23～26)	4年 (H27～30)	—
堺市	H24. 4. 1	3年 (H24～26)	5年 (H27～31)	—
岡山市	H26. 4. 1	4年 (H26～29)	4年 (H30～33)	—
広島市	H26. 4. 1	4年 (H26～29)	4年 (H30～33)	—
大阪市	H26. 10. 1	4.5年 (H26～30)	—	—
静岡市	H28. 4. 1	3年 (H28～30)	—	—

## ③住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 【記載内容の方向性】

○市立病院が担うべき役割

・救急・小児・周産期・感染症・災害医療等の政策医療のあり方、各病院の役割等

○医療の質の確保

・人材の確保・育成、医療機器等の充実、高度医療に関する調査・研究等

○患者サービスの向上

・院内環境の改善、安全対策の徹底、接遇の向上、分かりやすい情報提供等

○地域医療への貢献 他

・地域医療機関との連携強化、地域医療構想の実現に向けた取組み

### 【新公立病院改革プランの関連ポイント】

○ 福岡県地域医療構想に示されたとおり、今後、少子高齢化や人口減少による医療需要の変化に対応していくためには、北九州区域全体における医療資源の効率的な活用が求められる。

- 市立病院においては、医療資源の効率的な活用に向けて、各病院の強みを活かしつつ、市立病院間の連携を深めるとともに、民間病院を含む地域の医療機関との役割分担と連携を推進していく。
- 地域医療構想調整会議の協議等を踏まえて、市立病院の病床機能の見直しも視野に入れながら、民間病院を含む地域の医療機関とのさらなる機能分化についても検討する。
- 現在、市立病院は、医療センターはがん診療において、また、八幡病院は小児救急医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているほか、周産期医療、感染症医療、結核医療、救急医療、災害拠点基幹病院等の政策医療を担うなど、北九州区域において重要な役割を果たしており、今後も、医療センターと八幡病院の2病院を中心に、大規模な災害や感染症に備えるなど、北九州区域全体及び各地域で必要とされる医療を引き続き担っていく。
- 医療センターの役割
  - ・「地域がん診療連携拠点病院」として、引き続き、がん診療における高度で専門的な医療を提供していく。
  - ・がん医療については、患者や家族の支援機能を充実するとともに、地域医療機関等との連携の強化に努める。
  - ・周産期医療、感染症医療についても、引き続き、地域で求められる役割を果たしていくため、高度で専門的な医療を提供していく。
- 八幡病院の役割
  - ・「救命救急センター」「小児救急センター」として、本市の救急医療、小児医療の拠点としての機能を果たし、市民の安全・安心を支える医療を提供していく。
  - ・小児医療については、新八幡病院において診療機能のさらなる充実を図るほか、障害者や家族に対する医療面での支援の充実に向けて、障害児や在宅医療の支援に加え、市立総合療育センターとのさらなる連携強化等について検討していく。
  - ・平成30年度中の新八幡病院開院にあたり災害拠点基幹病院としての機能を強化する。

#### ④業務運営の改善及び効率化に関する事項

##### 【記載内容の方向性】

- 業務運営体制の確立
  - ・効率的な組織体制の確立、経営意識の向上等
- 職場環境の充実 他
  - ・職員が働きやすい職場づくり、職員のやりがいや満足度の向上等

## 【新公立病院改革プランの関連ポイント】

### ○目標達成に向けた取組み（基本的事項）

#### ・組織風土の変革

病院経営には組織としての一体感の醸成が極めて重要。

院長のリーダーシップの下で、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織づくりを目指す。

#### ・経営意識の向上

病院を経営する上では、幹部職員だけでなく、全ての職員が高い経営意識を持って病院運営にあたることが重要。

経営会議の開催、目標管理等により、職員の経営意識の向上に取り組む。

#### ・地域連携の強化

市立病院として地域に必要な医療を安定的に提供するためには、地域の医療機関等との連携が重要。患者の紹介率や逆紹介率の向上など、地域の医療機関等との連携の強化に取り組む。

#### ・医療提供機能の充実

市立病院における医療の質と安全の向上を図るため、引き続き、医療スタッフの人材確保・育成、医療技術の進歩への対応に取り組む。

また、患者サービスの向上に向けて、待ち時間の短縮や接遇の向上に取り組むとともに、市民公開講座など、更なる情報発信に取り組む。

### ○目標達成に向けた取組み（収入増加・確保対策）

#### ・医師の確保

病院経営には優秀な医師の安定的な確保が不可欠。

大学医局との連携強化、臨床研修の充実等により医師の確保に取り組む。

#### ・病床利用率の向上

収入を確保するためには、適切な平均在院日数を維持しながら病床利用率を向上させることが重要。医療の質の向上や地域連携の強化に取り組むほか、柔軟なベッドコントロール等により、病床利用率を向上させる。

#### ・適切な診療報酬の確保

病院経営には診療報酬改定に適確に対応することが重要。適切な診療報酬の確保に向けて、外部人材の登用等により、医療事務能力の強化に努める。

### ○目標達成に向けた取組み（経費削減・抑制対策）

#### ・医療機器の計画的な整備

医療機器については、費用対効果等を勘案して計画的な整備を行う。

#### ・後発医薬品の使用拡大

後発医薬品の導入を促進し、薬品費の引き下げに努める。

- ・コスト削減の推進

病院運営にかかるコストの一層の削減に向けて、組織全体で業務の抜本的な見直しに取り組む。

- 地方独立行政法人化後は、地方独立行政法人制度の仕組みを最大限に活用し、他都市の取組事例を参考にしながら、今後の法人設立準備を進める中で明らかにしていく。

地方独立行政法人化後の職員の勤務条件等については、病院運営に関わる重要な課題であり、他都市の取組事例や民間病院の勤務条件を調査するなど、地方独立行政法人化後の市立病院にふさわしい人事・給与制度のあり方について、慎重に検討していく。

## ⑤財務内容の改善に関する事項

### 【記載内容の方向性】

- 経営基盤の安定化

- ・経営指標の目標設定、収入の確保、費用の抑制、計画的な設備投資等

- 運営費負担金のあり方 他

### 【新公立病院改革プランの関連ポイント】

- 市立病院は、市民の命と健康を守る重要な拠点であり、政策医療としては、現在、小児救急を含む小児医療、救急医療（救命救急）、周産期医療、災害時における医療を提供するとともに、結核・感染症対策において重要な役割を担っている。

- 政策医療の提供については、特定の診療科だけで成り立つものではなく、関連する診療科を含めて、それぞれの市立病院の特色を生かしながら、病院全体で高度な医療レベルを維持する必要がある。

- 政策医療の実施に際しては、一般会計から繰出しを行っているが、市立病院としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指す必要がある。

- 今後、少子高齢化や人口減少によって医療需要が変化し、病院経営を取り巻く環境は、民間医療機関を含めて、全国的にますます厳しくなることが予想されている。

そうした中、地域に必要な政策医療を持続的、安定的に提供していくためには、市立病院としての「公共性・公益性」と「経営の効率化」のバランスを確保しながら、病院運営を行っていくことが重要である。

- 市立病院の経営状況は年々厳しさを増しているが、将来的には、少子高齢化や人口減少によって医療需要が変化し、病院経営を取り巻く環境はますます厳しくなると予想さ

れている。

市立病院としては、政策医療をはじめ地域に必要な医療を安定的に提供できるよう、経営改善に向けて、医療の質の向上や地域連携の強化に引き続き取組むとともに、将来的な医療需要の変化にも柔軟に対応できるよう一層の経営改革にも取り組んでいく必要がある。

- 市立病院の役割である政策医療の実施等にあたっては、市立病院の公共性を考慮し、国が示す繰出基準等に基づいて、一般会計から繰出しを行っている。

病院事業に対する一般会計負担については、政策医療の実施状況とともに、市立病院の経営状況を見ながら、適切に行うこととする。

## ⑥その他業務運営に関する重要事項

### 【記載内容の方向性】

- 市政（医療行政、保健福祉行政、災害対策等）への協力
- 施設・設備の老朽化対策
- 看護専門学校の運営 他

### 【新公立病院改革プランの関連ポイント】

- 本市の地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービス提供体制を各地域で包括的に構築することを目指しており、医療面においては、在宅医療体制の充実に向けた取組みを進めている。

福岡県地域医療構想では、高齢化の進展に伴う在宅医療等の医療需要の増加が見込まれており、訪問診療等を行う医師や歯科医師、訪問看護師、薬剤師等の多職種による連携体制を構築するとともに、在宅患者の病態が急変した場合などに受入れる病院の後方支援機能の確保が必要となる。

市立病院は、他の医療機関との役割分担を図りつつ、在宅医療等における緊急時の後方支援など、地域の実情に合わせて必要な役割を担っていく。

具体的な役割については、地域医療構想調整会議の協議等を踏まえて検討していく。

- 現在、医療センターで行っている周産期医療、感染症医療、門司病院で行っている結核医療については、国・県の計画や指針、地域の状況や市民ニーズ等を踏まえ、将来的に必要とされる医療提供体制について、引き続き検討を行うこととし、こうした医療提供体制の検討結果等を踏まえ、建築後25年を経過している医療センターの老朽化対策等についても検討していく。
- 看護専門学校は、市立病院を含めた地域の医療機関にとって必要な人材育成機関であ

り、当面、市立看護専門学校として運営を継続していく。

ただし、近年、民間等の看護師養成機関が増加していることから、市立病院を含めた地域医療機関への看護師の需給状況を見ながら、将来的な看護専門学校のあり方について引き続き検討していく。